

大分県海外展開促進インセンティブ報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、海外県人会や留学生OB・OGなど大分県ゆかりの人材とのネットワークを強化し、県内事業者の海外展開を促進するため、県内事業者と海外事業者との取引等をマッチングした大分県ゆかりの人材に対し、この要綱に定めるところにより、大分県海外展開促進インセンティブ報奨金（以下「報奨金」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「大分県ゆかりの人材」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 海外の大分県人会の会員

イ 大分県内の大学等を卒業した留学生で主に海外を活動拠点とする者

ウ その他知事が認める者

(2) 「県内事業者」とは、大分県内に本社又は自社の製造、生産又は活動拠点を有する事業者、生産者及び団体をいう。

(報奨金の交付対象者)

第3条 報奨金の交付対象は、次の各号のいずれも満たす者とする。

(1) 大分県ゆかりの人材であること。

(2) 申請年度において、県内事業者と海外事業者等をマッチングし、契約に基づく取引等を成立させた者であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は交付対象外とする。

(報奨金の交付額)

第4条 この報奨金の交付額は、別表第1に定めるところによる。

(報奨金の交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、第3条に規定する交付対象に該当した日から当該年度の3月31日（ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日）までに、報奨金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 申請年度において県内事業者と海外事業者の取引等が成立したことを確認できる書類（契約書の写し等）

(2) その他知事が必要と認める書類

(報奨金交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、報奨金を交付すべきと認めた場合は、すみやかに交付の決定をし、報奨金交付決定通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとする。

(報奨金の交付請求)

第7条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者が、報奨金の交付を請求しようとするときは、報奨金交付請求書(第3号様式)を翌年度の4月10日(ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日)までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、報奨金交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条の交付要件を満たさないことが判明した場合

(2) 偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受け、又は受けようとした場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消をした場合は、報奨金交付決定取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(報奨金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により交付決定の取消をした場合において、既に報奨金交付決定者に報奨金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の提出部数等)

第10条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年度の当初予算に係る大分県海外展開促進インセンティブ報奨金から適用する。

別表第1（第4条関係）

交付対象	第3条に規定する交付対象者であって、県内事業者と海外事業者の取引等を成立させるため、市場ニーズの分析や事業者ヒアリング、商談の場の提供等を行った者
交付額	成立した取引等1件につき300千円